戸田市　事務事業評価　≪事後評価シート≫

事務事業名	7120　都市マスタープラン推進事業
担当組織	都市整備部　都市計画課　担当：都市創造担当
組織コード	R2: 20 01 00 / R1: 20 01 00
会計・款・項・目・大事業・中事業	R2: 01 08 04 01 03 01 / R1: 01 08 04 01 03 01
記入日	令和元年 5月15日

1．事務事業の概要

総合振興計画上の位置づけ			実施計画候補
基本目標	05	快適で過ごしやすいまち	● 対象 ○ 対象外
分野	01	土地利用	
施策	47	都市マスタープランの推進	

項目	内容
事業期間	平成１０年度 ～
根拠法令 通 達 等	都市計画法、都市計画運用指針、都市再生特別措置法
関連計画 施政方針	総合振興計画、都市計画区域マスタープラン（都市計画区域の整備、開発及び保全の方針）
事業区分	○ 法定受託事務　● 自治事務のうち義務的なもの　○ 自治事務のうち任意のもの
対象	市民・事業者・市
事業目的	都市マスタープランに掲げる戸田市の将来の都市づくりの目標「人と環境にやさしい水と緑豊かな美しい文化・産業・公園都市」の実現化を図る。
事業内容	都市マスタープランの実現に向け、関連事業の適切な進行管理を行うとともに、市民・事業者・市による協働のまちづくりを推進するための仕組みとして制定された都市まちづくり推進条例に基づき、市民発意型のまちづくりを推進する。また、社会情勢の変化や上位計画の見直しに適切に対応するため、都市マスタープランの見直し等の検討を行う。
実施主体	■ 市による単独直営　■ 委託　（□ 3ｾｸ･財団　■ 企業　□ 市民･NPO）　□ 協働･協力（　　　　）

2．実施結果

事業の予算・実績		令和元年度 執行額（千円）	令和２年度 予算額（千円）	令和３年度 計画額（千円）	令和４年度 計画額（千円）	令和５年度 計画額（千円）
事業内容		都市マス進行管理、地区まちづくり支援等	都市マス進行管理、地区まちづくり支援等			
事業費		0	786	0	0	0
財源内訳	国庫支出金	0	0	0	0	0
	県支出金	0	0	0	0	0
	起債	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0
	一般財源	0	786	0	0	0
人件費		0	0	0	0	0
投入人員	常勤職員	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
	非常勤職員	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
事業費＋人件費		0	786	0	0	0

目標達成状況	指標名	単位	説明・算定式		Ｈ３０目標 Ｈ３０実績	Ｒ１目標 Ｒ１実績	Ｒ２目標 Ｒ２実績
活動①	都市まちづくり推進会議の開催	回	年１回程度	目標	1	1	
				実績	1		－
活動②	市民まちづくり塾講座開催回数	回	年３回程度	目標	－	－	
				実績	－		－
成果①	地区まちづくり推進団体の認定件数	件	地区まちづくり推進団体	目標	6	－	
				実績	6		－
成果②	市民まちづくり塾講座参加者数	人	市民まちづくり塾に参加した延べ人数	目標	－	－	
				実績	－		－

目標達成状況の分析

Ａ：活動・成果ともに達成した。

＜判断理由＞
市民が主体のまちづくり活動を推進するため、戸田市都市まちづくり推進条例に基づき、都市まちづくり推進会議を１回開催した。
また、地区まちづくり推進団体を１団体認定した。

３. 評価結果

	評価結果			施策の目標達成に向けて貢献しているか。
施策への貢献度	２９年度	３０年度	１年度	ー：未設定
	A	A	ー	<判断理由>
	評価結果			事業費・人件費の水準は適正か。
経費水準	２９年度	３０年度	１年度	ー：未設定
	B	B	ー	<判断理由>
	評価結果			事業手法は適正か。
事業手法	２９年度	３０年度	１年度	ー：未設定
	B	B	ー	<判断理由>
	評価結果			受益の公平性と負担の適正化は図られているか。
受益・負担の公平性	２９年度	３０年度	１年度	ー：未設定
	B	B	ー	<判断理由>

４． 令和元年度中に実施した見直し内容

見直し内容	特になし
見直しの効果	同上

５. 今後の方針

事業の方向性	○１現状で継続　○２拡大して継続　○３縮小して継続　○４他事業と統合　○５休止 ○６その他見直し　○令和３年度で終了　●令和２年度で終了　○令和元年度で終了 <判断理由> 　都市マスタープランの改定、立地適正化計画の策定及び都市交通マスタープランの策定に伴い、今後は都市マスタープランを中心として進行管理を行う。 　また、市民・事業者・市の協働のまちづくりについては、都市まちづくり推進条例に基づき、継続して取組む必要があるとともに、今後における取組みについては、都市構造と土地利用を一体的に捉える必要がある。
今後の取組方針	第２次戸田市都市マスタープラン及び戸田市都市まちづくり推進条例に基づき、市域の均衡ある発展を目指し、地区まちづくりを推進していく。 　なお、令和３年度から、「7121都市計画推進事業」に本事業を統合し、１つの事業とする予定である。